

# 令和6年度諫早市農業委員会 第5回総会議事録

1 開催日時 令和6年8月28日(水) 開会 午後1時30分～閉会 午後3時00分

2 開催場所 諫早市役所 本館5階 大会議室

3 出席委員 (20人)

会 長	20番	山開博俊			
会長職務代理者	19番	久本純造			
農 業 委 員	1番	久保 繁	2番	牟田 繁	3番 西口雪夫
	4番	立森和富	5番	前田貞松	6番 林田芳信
	7番	平野和敏	8番	増田真美子	9番 補伽文夫
	10番	森田正男	11番	中島康範	12番 松本秀徳
	13番	江崎義明	14番	野田 浩	15番 泉野政則
	16番	田淵勇二	17番	池田武弘	18番 増山時子

4 欠席委員 (0人)

5 議 案

- 第1号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件
- 第2号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件
- 第3号 農地法第4条の規定による許可申請書審議の件
- 第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書審議の件
- 第5号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件
- 第6号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件
- 第7号 農地中間管理事業に係る「農用地利用集積等促進計画」に対する意見聴取の件

6 報 告

- 第1号 農地法第3条の3の規定による届出書受理の件
- 第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件
- 第3号 農業用施設届出書受理の件
- 第4号 農地改良等届出書受理の件
- 第5号 非農地通知申出受理の件

7 そ の 他

8 事 務 局

局 長 諸岡昌史 次 長 嶋田弘樹 事務職員 久間利彦  
事務職員 俣野海喜

## 9 議 事

(開会)

議 長 これより、「令和6年度 諫早市農業委員会 第5回総会」を開会いたします。  
総会の定足数について、事務局より報告願います。

事 務 局 総会の定足数につきまして、ご報告いたします。

農業委員会の在任委員20名中、20名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。

議 長 それでは議事に入る前に、諫早市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定の議事録署名人を定めたいと存じます。

私に、ご一任いただければ指名したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 異議なしということですので、議事録署名人に6番・林田芳信委員、15番・泉野政則委員のご両人をお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される際は、挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。

また、発言は、簡明に、議題外、又はその範囲を越えないようにお願いします。

(議案第1号) それでは、議案第1号「農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号「農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件」について説明いたします。

農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取が2件ございます。本件は農用地区域内の用途区分を農用地から農業用施設用地へ変更するために、諫早市長から農業委員会へ意見を求められたものです。

1番、中田町の田1, 376㎡のうち229㎡の農地について、農業用倉庫を設置するために農用地区域の用途区分を農用地から農業用施設用地へ変更する申出です。申請者は中田町等において営農されておりますが、既存の倉庫が老朽化したため、新たな農業用倉庫を整備するため、農業用施設用地へ変更する申出となります。なお、農振法の用途変更手続完了後は農地法第4条の農地転用申請する予定となっております。

2番、飯盛町山口の畑1筆293㎡の農地について、農業用倉庫を整備するために農用地区域の用途区分を農用地から農業用施設用地へ変更する申出です。申請者は飯盛町等において営農されておりますが、昭和40年8月頃に申出地に農業用倉庫を整備し利用しておりました。今回追認という形での、農業用施設用地へ変更する申出となっております。なお、農振法の用途変更手続完了後は農地法第4条の農地転用申請する予定となっております。

以上で議案第1号の説明を終わります。

議 長 議案第1号の説明がありました。何かご質問ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので議案第1号は承認することにご異議はありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長  
(議案第2号)

ご異議がないようですので議案第1号は承認することに決定をいたします。  
次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を議題について説明します。

1番、諫早地区、福田町の農地1筆、848㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は3,651㎡です。トラクターや動噴機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に約8年間従事されており、譲受人宅から申請地までは車で約3分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。2番、小栗地区、川床町及び小川町の農地2筆、計868㎡について農業経営規模拡大を行うため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は3,483㎡です。軽トラックや管理機等の機械は所有されています。また農業に約40年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約5分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。3番、小野地区、小野町の農地1筆、579㎡について、農業経営規模拡大を行うため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は928㎡です。軽トラックや管理機等の機械は所有されています。また農業に約10年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約10分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。4番、高来地区、高来町船津の農地1筆、127㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は1240㎡です。軽トラックや管理機等の機械は所有されています。また農業に約10年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約2分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。5番、小長井地区、小長井町小川原浦の農地1筆、105㎡について耕作を始めるため、購入する申請です。こちら、令和6年5月28日第2回総会におきまして、議案第2号空き家バンクに登録された空き家に隣接した農地の指定を受けた農地となります。権利取得後の農地面積は105㎡です。草刈り機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業を開始する予定です。譲受人宅から申請地までは徒歩で約1分以内でありますので、機械、労働力、通作距離に問題は無いと思われま

す。以上で、議案第2号の説明を終わります。

議長

議案第2号の説明がありましたので、1番・諫早地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員

1番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し玉ねぎを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当

- しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。
- 議 長 1 番の説明がありました。何かご質問はありませんか。  
 (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、1 番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
 (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、1 番は申請どおり許可することに決定いたします。  
 議 長 次に、2 番について小栗地区担当の委員さん補足説明をお願いします。  
 委 員 2 番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し水稻、サニーレタス、ほうれん草、きゅうり等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。
- 議 長 2 番の説明がありました。何かご質問はありませんか。  
 (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、2 番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
 (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、2 番は申請どおり許可することに決定いたします。  
 議 長 次に、3 番について小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。  
 委 員 3 番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通しほうずき、野菜等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。
- 議 長 3 番の説明がありました。何かご質問はありませんか。  
 (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、3 番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
 (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、3 番は申請どおり許可することに決定いたします。  
 議 長 次に、4 番について高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。  
 委 員 4 番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し馬鈴薯、サツマイモ、らっきょうを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

ご審議をお願いします。

議 長 4番の説明がありました。何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので4番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、4番は申請どおり許可することに決定いたします。  
次に、5番について小長井地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

議 員 5番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通してトマト、ピーマン、カボチャ等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 5番の説明がありました。何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、5番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、5番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(議案第3号) 事務局 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」をご説明いたします。

1番、高来町西尾の畑4筆合計1,409㎡の農地について駐車場用地とする転用申請です。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。申請人は中古自動車販売業を営んでおりますが、既存の駐車場では大型の車両が置けないため、新たに販売用車両を置くための駐車場を整備するものです。土地の造成はなく、現状のまま利用しますので被害の恐れはありません。雨水については敷地内に素掘り側溝を設置し、道路側溝に放流します。汚水・生活雑排水は発生しません。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については通帳で確認しております。

議 長 議案第3号の説明がありましたので、1番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

議 員 1番の農地を担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、駐車場用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 1番の説明がありました。何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(議案第4号)  
事 務 局 議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書審議の件」についてご説明いたします。

1番、飯盛町後田の田1筆557㎡の農地について、令和6年6月28日付け、第253-1号で店舗用地として許可した件につきまして、計画変更承認申請があったものです。今回、転用目的の変更はありませんが、汚水・生活雑排水の処理について、被害防除計画書の変更があったものです。理由といたしましては、汚水・生活雑排水の処理について、合併浄化槽から道路側溝への放流を予定しておりましたが、排水勾配に問題ないことが判明したこと、費用も軽減できることから、下水道へ接続することとなったものです。

議 長 議案4号の説明がありましたが、1番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(議案第5号)  
事 務 局 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」についてご説明いたします。

1番、本件は、先月総会において近隣農地所有者等との協議が不足していたため、審議保留となった案件です。長田町の田2筆合計2,266㎡の農地について駐車場用地とする転用申請でした。指摘のありました件を受け、バスが通行する農道に接する農地所有者の方との協議がなされ、協議報告書が提出されました。

2番、平山町の田畑8筆合計2,440㎡と併用地10筆と併せまして合計4,948.91㎡について、分譲宅地用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。本申請は20区画分の宅地分譲をするものです。農地法上、転用目的が造成のみの宅地分譲は原則許可できませんが、本件は譲受人が一般社団法人のため、例外的に申請が可能となります。土地の造成につきましては盛土を最高1.0m、切土を最高0.3m施し、擁壁を設置し、土砂流出等の被害を防ぎます。雨水は水路に放流し、汚水・生活雑排水は下水道を設置する計画です。隣接する農地は譲渡人の自己所有であり問題はなく、資金については融資証明で確認しています。都市計画法第29条第1項による開発許可申請中です。

3番、平山町の畑1筆346㎡の農地について住宅用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。本件は木造平屋建ての住宅を建築するものです。土地の造成については、盛土を最高0.4m、切土を最高0.5m施し、土留め工事により土砂等の流出を防ぎます。雨水については道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は下水道に接続します。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については融資証明書で確認しています都市計画法第43条建築許可申請中です。

4番、長田町の畑1筆348㎡の農地について住宅用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、10ha以上の広がりがある農地に隣接しているので第1種農地に該当し原則不許可になりますが、既存の集落に接続しますので不許可の例外に該当しております。本件は木造平屋建ての住宅を建築するものです。土地の造成はなく、現状のまま利用するため被害の恐れはありません。雨水については道路側溝に放流し、汚水は浄化槽から、生活雑排水は溜柵から道路側溝に放流します。隣接する農地はなく、資金については融資証明書で確認しています都市計画法第43条建築許可申請中です。

5番、飯盛町平古場の田1筆894㎡の農地を作業場用地とする転用申請です。契約内容は貸借権設定です。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。申請者は鉄筋工事業を営んでおりますが、現在、近隣で作業場として利用している土地の一部を返還しなければならなくなったため、クレーンを移設し、鉄筋加工作業場を整備するものです。土地の造成はなく、現状のまま利用するため被害の恐れはありません。雨水については自然流下とし、汚水・生活雑排水については発生しません。隣接する農地は転用許可済みであり、資金については通帳で確認しています。

議 長 議案第5号の説明がありましたので、1番について長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 1番について、説明いたします。地区協議会において、「協議報告書の提出があったとのことだが、念のため、協議報告書に記載されている近隣農地所有者等に協議状況を確認すべき」との意見がありましたので、確認を行ったところ、協議報告書に記載されている4名中3名の方が話を聞いていないとのことでした。提出された協議報告書の信用性に疑義があるため、近隣農地所有者等が自署した同意書の提出を求めることとし、再度審議を保留すべきと思います。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 1番について、何かご質問はありませんか。

委 員 農地法では同意書は必ず提出が必要な書類ではありませんが、今回のようなケースの場合必要だと思います。今回は保留という所が適当かなと思います。

事 務 局 県の事務指針では、著しい影響が考えられると判断した場合、同意書を求めることを委員会で決定できるとあります。

議 長 1番を保留することにご異議ありませんか。  
 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番は、保留することに決定いたします。

議 長 次に、2番と3番について小栗地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 2番について、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、宅地分譲に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

委 員 3番について、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、住宅用地(一般住宅)に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 2番と3番について、何かご質問はありませんか。  
 (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、2番と3番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、2番と3番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、4番について長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 4番について、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、住宅用地(一般住宅)に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 4番について、何かご質問はありませんか。  
 (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、4番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、4番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、5番について飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 5番について、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、作業場用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 5番について、何かご質問はありませんか。  
 (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、5番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、5番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(議案第6号)



事務局 議案第6号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件」についてご説明いたします。

1番、中央干拓地区、中央干拓の農地2筆59, 350㎡、について農業経営規模拡大を行うため、賃貸借3年7か月で借り入れる新規設定の申出です。申出人は、飼料用作物の生産を主体に経営されています。

2番、中央干拓地区、中央干拓の農地3筆39, 679㎡、について農業経営規模拡大を行うため、賃貸借3年7か月で借り入れる新規設定の申出です。申出人は、水稲、飼料用作物の生産を主体に経営されています。

3番、高来地区、高来町東平原の農地1筆1, 308㎡について農業経営規模拡大を行うため、使用貸借6年で借り入れる新規設定の申出です。申出人は、水稲、馬鈴薯、さといも、玉葱の生産を主体に経営されています。

4番、高来地区、高来町泉の農地1筆2, 048㎡について農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規設定の申出です。申出人は、水稲の生産を主体に経営されています。

5番、高来地区、高来町泉の農地1筆2, 048㎡について農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年（期間借地10月～5月）で借り入れる新規設定の申出です。申出人は、馬鈴薯、レタス、ブロッコリーの生産を主体に経営されています。

以上、1番～5番までの申し出は、権利取得後の全ての農地について、年間を通して耕作されると認められるため、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

議長 事務局から説明がありましたが、1番から5番について、何かご質問はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長 ご質問がないようですので、1番から5番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長 ご異議がないようですので、1番から5番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、議案第7号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取の件」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第7号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取の件についてご説明いたします。

1番、諫早地区仲沖町の農地1筆、1, 342㎡を使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稲、施設園芸を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

2番、小野地区小野島町の農地1筆、2, 344㎡を使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稲、麦、の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

3番、小野地区川内町の農地1筆1, 249㎡を使用貸借20年で新規に権利設

定する計画です。権利の設定を受ける者は、ミニトマトの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

4番、長田地区、小豆崎町の農地1筆、873㎡を使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、玉ねぎの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農地中間管理事業の活用に繋がります。

5番と6番は借受人が同一の案件となります。

5番、長田地区、長田町の農地3筆、2,531㎡

6番、長田地区、長田町の農地1筆、1,080㎡

計3,611㎡を使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、玉ねぎ、無花果の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

7番、飯盛地区、飯盛町中山の農地1筆、1,242㎡を賃貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

続きまして、議案第6号の農用地利用集積等促進計画の変更について、説明します。

8番、飯盛地区飯盛町後田の農地8筆、計3,090㎡について、設定を受ける者の変更を行う農用地利用集積等促進計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営しており、今回、農業経営規模拡大を行うため、権利の設定を行うものです。契約内容は、賃貸借となっており、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である4年1か月となっています。

以上、第6号議案の1番から8番までの申出は農地中間管理事業の実施に係るものと認められるため、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号の要件を満たしています。また、1番から8番までの農用地利用集積等促進計画は、「農地中間管理事業実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成されたものです。以上で議案第7号の説明は終わります。

議 長 事務局から説明がありましたが、1番から8番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番から8番は、「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番から8番は、「意見なし」とすることに決定いたします。

(報 告) 次に、報告案件について、事務局より報告願います。

事 務 局 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書受理の件」について報告します。諫早地区から3件、真津山地区から2件、多良見地区から1件、飯盛地区から

1件、小長井地区から2件、合計9件出ています。届出理由は、全て相続により農地の所有権を取得したためです。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件」について報告します。中央干拓地区から2件、長田地区から1件、合計3件の通知が出ています。解約理由としましては、3件すべてが耕作者を変更するため。となっております。

報告第3号「農業用施設届出書受理の件」につきましてご報告します。1番、飯盛町平古場の田2筆1, 093㎡のうち246.96㎡を農業用通路とする届出です。

報告第4号「農地改良等届書受理の件」につきましてご報告します。1番、小長井町川内の畑4筆4, 467㎡のうち2, 863㎡を、段が多い畑地を嵩上げし、段を少なくすることで耕作しやすくするため農地改良を行うものとなっております。改良後は、じゃがいもを作付する計画となっております。

報告第5号「非農地通知申出書受理の件」につきましてご報告します。諫早地区から1件の非農地通知申出書を受理いたしました。いずれも山林・原野化しており、農振白地です。以上で報告を終わります。

議 長 ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。  
（「なし」と言う者あり）

議 長 なければ、報告の件は、ご了承をお願いいたします。

議 長 以上をもちまして、提出されました案件は全て終了いたしました。

お諮りします。議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に一任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議 長 ご異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

議 長 本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。

第1号	農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件	2件。
第2号	農地法第3条許可	5件。
第3号	農地法第4条許可	1件。
第4号	農地法第5条の計画変更許可	1件。
第5号	農地法第5条許可	5件。
第6号	農業経営基盤強化促進法による利用権設定	5件。
第7号	農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画	8件。

以上、審議件数は、全部で27件ございました。以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。委員さん方から何かご質問等はありませんか。

委 員 議案第2号、5番の小長井の件なんですけど、空き家バンクで家を購入し畑が付いていたという時でも、地区別協議会に挨拶に来てもらうということになっているんですかね。

- 事務局 今回5番の方はまったくの新規の農地取得ということで、これまでも新規の農地の取得の場合は今後の営農の説明に来ていただいていたので、今回の5番の方も同じく新規で始められるということで地区別協議会に来ていただいて、今後の計画を説明していただきました。
- 委員 議案第5号、1番の長田の駐車場の件で今回保留という形で決議していただきました。ただ農業委員会法等にしたときに、同意書というのは協議書より少し重いものになるのかなど。しかしその同意書にした場合に隣接する4名が、同意しなかった場合、重たい判断をせざるを得ないのかなと思います。今回、提出書類に虚偽があったということで保留、または同意書ということでいいのかなという気もしました。協議書というものを次同じことがあった場合、同意書に切り替えるということが今後あってもいいのかということも、議案の決議とは別に1回、皆さんお考えいただいたらいいのかなと再度意見を言わせていただきました。
- 事務局 今事務局は、転用申請で隣接農地がある場合は協議書の提出を求めています。国の方からは隣接農地の同意書も示されておりますが、同意書は必須書類ではなく、隣接農地への著しい影響の恐れのある場合に、農業委員会は同意書を求めることができるというようになっています。同意書は一律に転用申請のすべてにおいて出してくださいという求め方は駄目ですと国ははっきり言っています。営農への影響が大きいと思われる場合は、農業委員会の判断で同意書を求めることもできておりますので、今回、同意書という可能性もあるのかと思われます。皆さんのご意見をお聞かせいただければと思います。
- 議長 今の意見に反対や賛成などあればお願いします。
- 委員 今回は隣接する農地の方に同意書としてちゃんと話をして、同意したという形で協議書ではなく同意書をもらうということでどうでしょうか。
- 議長 協議書をいただくか、同意書をいただくか意見をお願いします。
- 委員 同意書に賛成
- 議長 同意書ということで異議はありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)
- 議長 なければ、事務局から連絡事項はありませんか。  
(事務連絡)
- 事務局 それでは、これもちまして、令和6年度諫早市農業委員会第5回総会を閉会いたします。長時間にわたり、ありがとうございました。

議 長

---

議事録署名人

---

議事録署名人

---